

| | | | | |
|---------------------|---|---|--|--|
| 1998 平10 2/18 | 児童福祉法施行令等の一部を改正する政令並びに児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(児発84)(抄) | <p>【例 保育所用具 (第50条)】</p> <p>[なお、例示における条項は改正前のものである]</p> <p><cf. (2)~(7)は乳幼児院、助産施設に関する内容></p> <p>I 改正政令の概要</p> <p>1 保育士(改正政令第1条関係)</p> <p>保育の名称を保育士に改めるとともに男女共通の名称とし、あわせて保母試験の名称を保育士試験に改める等、所要の規定の整備を行ったこと。</p> <p>II 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の概要</p> <p>1 児童福祉施設最低基準 (昭和23年厚生省令第63号) 関係</p> <p>(1) 総則事項</p> <p>ア 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し懲戒する際、身体的苦痛を与え人格を辱める等その権限を濫用してはならないこととしたこと。(第9条の2関係)</p> <p>4) 保育所</p> <p>調理室は引き続き必置とし、調理員を置くことを原則とするが、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができることとしたこと。</p> | <p>第53条</p> <p>保育所には、保母、嘱託医及び調理員を置かなければならない。</p> | <p>第33条</p> <p>保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> |
| 1998 平10 2/18 | 保育所における短時間勤務の保母の導入について(児発85) | <p>1 最低基準における定数上の保育士の取扱い</p> <p>保育の基本は乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を図ることであり、また、保育所の利用が一般化する中で従来にもまして保育士の関わりは重要であるばかりでなく、保護者との連携を十分に図るためにも、今後とも最低基準上の保育士定数は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいこと。しかしながら、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、次の条件の全てを満たす場合には、最低基準上の定数の一部に短時間勤務(1日6時間未満又は月20日未満勤務)の保育士を充てても差し支えないものであること。なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。</p> <p>(1) 常勤の保母の総数が、最低基準上の定数の8割以上であること。</p> <p>(2) 組やグループを編成している保育所にあっては、常勤の保母が</p> | <p>(条文 特になし)</p> | |

| | | | |
|-------------------------------|---|--|---|
| | | | |
| <p>1998 平 10 2/18</p> | <p>保育所における調理業務の委託について (児発 86) (抄)</p> | <p>各組や各グループに1名以上配置されていること。 (3) 常勤の保母に代えて短時間勤務の保母を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保母を充てる場合の勤務時間数を上回ること。</p> | <p>保育所における調理業務については、これまで施設の職員により行われるものとされていたが、地方分権推進委員会の第2次勧告の指摘等を踏まえ、給食の安全・衛生や栄養等の質の確保が図られていることを前提としつつ、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害しない限りにおいて、下記の事項に留意の上、調理業務の委託を認めることとし、平成10年4月1日から適用することとしたので、適切な実施を期するよう貴管下市区町村及び保育所に対し周知徹底及び指導方よろしくお願ひしたい。</p> <p>なお、本通知に従い調理業務の委託を行う施設のうち、全ての業務を委託する施設にあつては、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第15号)第1条により、調理員を置かないことができるものである。</p> <p>1 調理業務の委託についての基本的な考え方 保育所における給食については、児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー・アトピー等への配慮など、安全・衛生面及び栄養面等での質の確保が図られるべきものであり、調理業務について保育所が責任をもって行えるよう施設の職員により行われることが原則であり、望ましいこと。しかしながら、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保される場合には、入所児童の処遇の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えないものであること。</p> <p>2 調理室について 施設内の調理室を使用して調理させること。したがって、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。</p> <p>3 栄養面での配慮について 調理業務の委託を行う施設にあつては、保育所や保健所・市町村等の栄養士により献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養士による必要な配慮がなされていること。したがって、こうした体制がとられていない施設にあつては、調理業務の委託を行うことはできないものであること。</p> |

| | | | | |
|-----------------------------|--|---|------------------|--|
| <p>1998 平10 4/8</p> | <p>特別保育事業 の実施につい て (児発283)</p> | <p>4 施設の行う業務について 施設は次に掲げる業務を自ら実施すること。 ア 受託業者に対して、1の基本的な考え方の趣旨を踏まえ、保育所における給食の重要性を認識させること。 イ 入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を委託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。 ウ 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。 エ 毎回、検食を行うこと。 オ 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。 カ 調理業務の衛生的扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。 キ 随時児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。 ク 適正な発育や健康の保持増進の観点から、入所児童及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努めること。</p> | | |
| | | <p>地域における保育需要に対応するため、かねてから「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)(平成6年12月16日文部・厚生・労働・建設4大臣合意)」及び「当面の緊急保育等を推進するための基本的考え方(緊急保有対策等5か年事業)(平成6年12月18日大蔵・厚生・自治3大臣合意)に基づき、保育所における特別保育事業の推進に努めてきたところであるが、今般の児童福祉法の改正の趣旨を踏まえ、利用者の利便に配慮した保育サービス等の総合的な展開を図る観点から、別紙のとおり「特別保育事業実施要綱」を定め、平成10年4月1日から実施することとしたので通知する。 なお、これに伴い、平成7年4月25日児発第445号本職通知「特別保育事業の実施について」及び昭和55年2月22日児発第92号本職通知「保育所における障害児の受け入れについて」は、平成10年3月31日限りで廃止する。 おつて、延長保育等促進基盤整備事業の平成10年度の取扱いについては、予算編成日程等により特にやむを得ない理由がある場合には、別添1延長保育</p> | <p>(条文 特になし)</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>等促進基盤整備事業実施要綱の定めに関わらず、補助対象とすることとする。</p> <p>ただし、この場合にあっても、今回の見直しの趣旨を踏まえ、保育所の創意工夫や利用者の利用に資するよう規制の緩和や手続きの簡素化等に取り組みとともに、利用者の利用に支障を及ぼさない範囲で年度途中においてできる限り早急に実施要綱に基づき事業の仕組みを見直すこととする。</p> | |
| | <p>別紙</p> <p>特別保育事業実施要綱</p> <p>1 趣旨</p> <p>共働き家庭の増加、核家族化の進行等に対応し、就労と育児の両立支援を総合的に推進するために、地域の需要を踏まえて、延長保育、一時保育、地域の子育て支援等を実施することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 特別保育事業の定義及び内容</p> <p>この要綱において、次の事業を特別保育事業とする。(以下「特別保育事業」という。)</p> <p>(1) 延長保育等促進基盤整備事業 (内容については、別添1のとおり)</p> <p>(2) 産休・育休明け入所予約モデル事業 (内容については、別添2のとおり)</p> <p>(3) 低年齢児保育促進事業及び開所時間延長促進事業 (内容については、別添3のとおり)</p> <p>(4) 地域子育て支援センター事業 (内容については、別添4のとおり)</p> <p>(5) 保育所地域活動事業等 (内容については、別添5のとおり)</p> <p>(6) 障害児保育対策事業 (内容については、別添6のとおり)</p> <p>(7) 家庭支援推進保育事業 (内容については、別添7のとおり)</p> <p>(8) 休日保育試行事業 (内容については、別添8のとおり)</p> <p>3 事業を実施する手続き</p> <p>各事業の実施については、別添1～8に定めるところによるものとする。</p> | |
| | <p>別添2</p> <p>産休・育休明け入所予約モデル事業実施要綱</p> <p>1 趣旨</p> <p>産後休暇明けや育児休業明け等に伴う年度途中入所の需要に対応するため</p> | |

| | |
|--|--|
| | <p>め、試行的にその条件整備を図り、もって保育に欠ける乳児の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>3 実施保育所等 本事業を実施する保育所（以下「実施保育所」という。）は、以下の(1)の要件に該当する市町村に所在する保育所であって、(2)の要件に該当すること。 なお、この要件に該当するものうち、次の(3)に掲げる事項に多数該当する保育所から優先的に補助採択するものであること。</p> <p>(1) 市町村の要件 入所申し込みを出生前から受け付けること等の方法により、当該年度の乳児の途中入所希望数について把握し、本事業を実施する保育所との調整等を行い、乳児の年度途中入所に対してあらかじめ計画的に入所できるようにしていること。</p> <p>(2) 実施保育所の要件 ①児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）第32条に定めるもののほか、次の設備を有しているものであること。 ア 乳児室及びひふく室の面積は、合わせて乳児1人につき5㎡以上であること。 イ 保健室（最低基準に定める医務室のほか、乳児の静養又は隔離の機能をもつものであること。）、調乳室及び沐浴室（又は沐浴設備）を設けること。 ただし、保健室は、最低基準に定める医務室が静養室の機能を有する場合においては、別個に設ける必要がないこと。 また、専用の調乳室が設けられない場合には、調理室の一部を調乳部所として区画すること。 ②乳児が9人以上入所する場合には、保健婦（又は看護婦）1人を配置すること。 また、乳児が6人以上9人未満入所する保育所は、保健婦（又は看護婦）1人を配置するよう努めること。</p> |
|--|--|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>③10月1日以降に乳児3人が新たに入所できる体制にあること。 なお、都市部等において年度途中入所希望が多いため、こうした体制の維持が困難である場合には、7月1日以降に乳児3人が新たに入所できる体制があればよいこと。</p> <p>④4月以降において、乳児の入所が行われていること。</p> <p>(3) 補助の優先的採択要件</p> <p>①乳児の入所待機者の多い市町村に所在する保育所</p> <p>②産後休暇明け等月齢の小さい時期からの受入れを行っている保育所</p> <p>③乳児の受入れの多い保育所</p> <p>④年度内の乳児入所数の増加割合の高い保育所</p> <p>4 事業を実施する手続き</p> <p>(1) 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うものとする。</p> <p>(2) 当分の間、別紙様式によりあらかじめ当省に協議すること。</p> <p>(3) この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> | |
| | | <p>5 費用</p> <p>(1) 市町村は、本事業を実施するために必要な経費を実施保育所に支弁すること。</p> <p>(2) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が実施する事業については、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p> | |
| | | <p>別添3 低年齢児保育促進事業及び開所時間延長促進事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 低年齢児の受入れ及び長時間の開所に積極的に取り組む保育所の保育士配置の充実等を図り、もって低年齢児の保育所入所待機の解消及び早朝、夕刻の保育需要への対応を推進することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>3 実施保育所</p> | |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>(1) 低年齢児保育促進事業 本事業を実施する保育所（以下「実施保育所」という。）は、①の要件を満たす保育所であって、かつ、②に掲げる要件のいずれかに該当するとともに、③のいずれかの事業を選択して実施するものであること。</p> <p>①実施保育所の要件 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）第32条に定めるもののほか、次の設備を有しているものであること。</p> <p>ア 乳児室及びびふく室の面積は、合わせて乳児1人につき5㎡以上であること。</p> <p>イ 保健室（最低基準に定める医務室のほか、乳児の静養又は隔離の機能をもつものであること。）、調乳室及び沐浴室（又は沐浴設備）を設けること。</p> <p>ただし、保健室は、最低基準に定める医務室が静養室の機能を有する場合においては、別個に設ける必要がないこと。</p> <p>また、専用の調乳室が設けられない場合においては、調理室の一部を調乳部所として区画すること。</p> <p>ウ 乳児が9人以上入所する場合には、保健婦（又は看護婦）1人を配置すること。また、乳児が6人以上9人未満入所する保育所は、保健婦（又は看護婦）1人を配置するよう努めること。</p> <p>②選択的補助要件 ア 乳児を多く受け入れている保育所。 イ 乳児の入所待機がある市町村に所在する保育所であって、当該保育所の乳児の入所数が前年度に比べ増加していること。</p> <p>③選択事業 ア 安全・保健衛生面に配慮するなど、処遇の向上を図るための保育士配置の充実、保育士の研修等 イ 乳児を受け入れるための乳児用ベッド、乳児用イス等の備品購入 ウ 乳児の安全・保健衛生面の向上を図るための設備の設置、その他の環境改善等</p> <p>④ ②のイの場合の優先的採択要件 ②のイに該当する保育所にあつては、所在する市町村の入所待機率の高</p> |
|--|--|--|---|

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>いものであって、かつ、次に掲げる事項に多数該当する保育所を優先的に補助採択すること。</p> <p>ア 所在する市町村が入所待機を解消するため、入所枠拡大の計画を策定していること。</p> <p>イ 産後休暇明け等、月齢の小さい時期からの受け入れを行っていること。</p> <p>(2) 開所時間延長促進事業</p> <p>本事業を実施する保育所（以下「実施保育所」という。）は、①に掲げる要件に該当することとし、②の要件に該当する保育所を優先的に採択する。</p> <p>①実施保育所の要件</p> <p>概ね11時間以上開所している保育所及び補前年度中に概ね11時間以上開所する計画を有している保育所。</p> <p>②補助の優先的採択要件</p> <p>ア 11時間の開所時間を超えて、かつ、別添1「延長保育等促進基盤整備事業実施要綱1」の延長保育を実施する保育所を最優先すること。</p> <p>イ アに該当しないが、11時間を超えて延長保育を実施する保育所について時間の長い方から優先する。</p> <p>ウ 概ね11時間開所している保育所を次に優先する。</p> <p>エ ア、イ、ウにおいて同順位にあるものについては、次に掲げる事項に多数該当する保育所を優先する。</p> <p>(ア) 保護者の勤務の都合等により、通常の開所時間を超えて保育して欲しい旨の申し出がある場合に、これに柔軟に対応していること。</p> <p>(イ) 日曜、祝日等の休日保育を実施していること。</p> <p>(ウ) 乳児保育（ただし、乳児の入所が3人以上の場合に限る。）やその他の特別保育事業を実施していること。</p> <p>4 事業を実施する手続き</p> <p>(1) 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うものとする。</p> <p>(2) 当分の間、別紙様式によりあらかじめ当省に協議すること。</p> <p>(3) この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備し</p> |
|--|--|---|

| | | | | |
|------------------------------|---|---|---|--|
| | | <p>ておくこと。</p> <p>5費用</p> <p>(1) 市町村は、本事業を実施するために必要な経費を実施保育所に支弁すること。</p> <p>(2) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が実施する事業については、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p> | | |
| <p>1998 平 10 4/9</p> | <p>保育所における乳児に係る保育の配置基準の見直し等について (児発305)</p> | <p>児童や家庭を取り巻く環境が変化の中で、都市部を中心に乳児等の待機児童が非常に多い状況にあり、こうした待機児童の解消が大きな課題となっている。このため、乳児保育について、すべての保育所で乳児保育を実施できる体制を整備するため、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)が、本日、別添のとおり公布されたところであるが、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。</p> <p>1 乳児保育の一般化について</p> <p>(1) 乳児に係る保育の配置基準の見直しについて 保育所の保育の数のについては、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)第33条第2項により、従来、乳児又は満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上とされていたが、乳児については、乳児おおむね3人につき1人以上に引き上げたこと。</p> <p>(2) 保健婦または看護士に係る経過措置について 従来、乳児保育指定保育所の職員の配置については、保育のほか、乳児9人以上を入所させる保育所においては保健婦又は看護婦1人を置き、乳児6人以上を入所させる保育所においては保健婦又は看護婦1人を置くよう努めることとされ、保健婦又は看護婦が配置された場合には、これを保育の配置基準(保育定数)に含むものとされていたが、こうした点を踏まえ、乳児6人以上を入所させる保育所に係る最低基準上の保育定数については、当分の間、当該保育所に勤務する保健婦又は看護婦を、1人に限って、保育とみなすことができるものとしたこと。</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 乳児保育指定保育所等の廃止について 乳児保育指定保育所及び乳児保育指定外特例保育所(以下「特定保育所等」</p> | <p>第53条 保育所には、保母、嘱託医及び調理員をおかなくてはならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、乳児又は満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。</p> | <p>第33条 保育所には、保母、嘱託医及び調理員をおかなくてはならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき一人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき一人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき一人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき一人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。</p> |

| | | | | |
|-----------------------|---|--|-----------|--|
| 1999 平 11 1 / 7 | 社会福祉施設 等施設整備費 における低年 齢児受入拡大 を図るための 保育所の整備 の促進につい て | <p>という。)については、今般、平成 10 年 4 月 8 日発第 283 号「特別保育事業の実施について」により廃止されたところであるが、今後とも、乳児の保育を行う保育所においては、従来の指定保育所等の要件となっていた設備及び職員員の基準（乳児室及びふく室の面積基準、保健室・調乳室・沐浴室の設置、乳児保育に経験を有する保育士の配置及び保健婦（又は看護婦）の配置）を満たすよう指導すること。なお、乳児の待機が多い地域においては、一時的にこうした基準をみだせなくてもやむを得ないものであるが、この場合であっても、最低基準を遵守するとともに、こうした基準を満たすよう努力すること。</p> <p>(2) 認可外保育施設については、昭和 56 年 7 月 2 日発第 566 号「無認可保育施設に対する指導監督の実施について」（以下「指導通知」という。）の無認可保育施設に対する当面の指導基準により、認可外保育施設における保育に従事する者の数は、おおむね最低基準第 33 条第 2 項に定める数以上であることとされているが、今回、乳児に係る保育士の配置基準が見直されたことに伴い、認可外保育施設についても、改正後の最低基準の規定に沿って、基準に適合するよう所要の指導を行うこと。</p> <p>しかしながら、職員確保の問題等もあることから、平成 10 年度に限り、当面の指導基準に不適合の施設に対して、当該施設が従前の指導基準に適合している場合には、指導通知の 4 の規定に関わらず、当該規定の措置を講じなくても差し支えないものとすること。なお、この場合においても、早急に改善するよう指導すること。</p> <p>(3) 児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 24 号）の保育の名称変更に関する規定の施行後については、本通知のうち「保育」とするのは「保育士」と読み替えるものとすること。</p> | (条文 特になし) | |
| | | <p>1 趣旨 低年齢児の待機児童の解消が急務となっている。このため、乳児室またはふく室等の整備を対象として面積加算制度を創設し、これにより低年齢児の受入を容易にするための整備の促進を図る。</p> <p>2 補助対象 低年齢児を受け入れるために必要な乳児室及びふく室等のスペース</p> <p>3 補助基準面積 1 施設 30 m²以内を加算</p> | | |

| | | | | |
|---------------------|--|---|-----------|--|
| | (児発15号) | <p>なお、従来より拡張整備においては、「倉設等の場合の基準面積から既存面積を控除した面積」を基準面積とする取り扱いをしてきたところであるが、この低年齢児受入拡大のための整備に限り、既存面積にかかわらず拡張の対象とするものであること。</p> | | |
| 2001 平13 3/30 | <p>待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項について (雇児保11)</p> | <p>1 待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項 (1) 乳児室及びほふく室の面積について 乳児の保育を行う保育所の乳児室及びほふく室の面積に関しては、「保育所における乳児に係る保育士の配置基準の見直しについて（平成10年4月9日児発305号）の2(1)」に示されているところであるが、かつての乳児保育指定保育所に係る面積基準(5m²)の故に乳児の待機が多く発生しているのであれば、それは当該通知の趣旨にそぐわないものである。乳児の待機が多い地域においては、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)を満たす限り、積極的に保育に欠ける乳児を受け入れるよう配慮されたい。 また、待機児童が多い地域において、保育所内の余裕室や子育て支援相談室における余裕スペース等を適切な保育環境を有する保育室、乳児室又はほふく室として活用でき得る場合においては、積極的にこれらを活用して児童受け入れ能力の拡大が図られるよう配慮されたい。また、このような緊急的取扱いが継続する場合には、必要に応じて、保育室等の拡張整備を行うことや、「社会福祉施設等施設整備費における低年齢児受入拡大を図るための保育所の整備の促進について（平成11年1月7日児発第15号）」による面積加算制度の積極的な活用を図られたい。 おつて、模様替え等に要する経費については、その内容に即して、大規模修繕に係る補助、乳児保育促進等事業のうち乳児保育環境改善事業に係る補助、特別保育事業等推進施設に係る補助等の利用が可能である。 (2) 屋外遊戯場について 児童福祉施設最低基準においては、満2歳以上の幼児を入所させる保育所は屋外遊戯場を設けることとされているが、併せて、屋外遊戯場に代わるべき公園、広場、寺社境内等が保育所の付近にあるのであれば、これを屋外遊戯場に代えて差し支えない旨も規定されているところである。土地の確保が困難で保育所と同一敷地内に屋外遊戯場を設けることが困難な都市部等において、屋外遊戯場に代わるべき場所に求められる条件は、次のとおりであり、合理的な理</p> | (条文 特になし) | |

| | | | | |
|-----------------------|---|---|---|---|
| 2002 平 14 12/25 | 児童福祉施設 最低基準の一 部改正につい て (雇 児 発 1 2 2 5 0 0 8) | <p>由なくこれら以外の条件を課すことによって保育所の整備が滞らないよう配慮されたい。</p> <p>①当該公園、広場、寺社境内等については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていれば、必ずしも保育所と隣接する必要はないこと。</p> <p>②当該公園、広場、寺社境内等については、保育所関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であれば足りること。</p> <p>2 「保育所への入所の円滑化について」の一部改正 「保育所への入所の円滑化について（平成10年2月13日児保第3号）」の一部を次の通り改正する。 「保育所への入所の円滑化について（平成10年2月13日児保第3号）」の「1 保育所への入所円滑化対策」の②中「差し支えないこと」の後に「また、年度後半（10月以降）は、これらの場合に限らず、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。」を加える。</p> <p>第1 改正の要点及び主旨</p> <p>1 保育所の整備に当たっては、昭和42年に最低基準第32条が改正されて以来、一定の防災上の構造設備を具備する場合には、保育室又は遊戯室を2階以上に設けられることとしているところであるが、保育所設置に係る制度改正、都市部等における保育需要の高まり等を受け、保育室及び遊戯室のほか、乳児室及びほふく室を2階以上に設ける事例や需要が増加していることにかんがみ、保育所における火災事例の分析、防災関係規制の合理化等を踏まえ、保育所の設置基準を改正することとしたこと。</p> <p>2 今回の改正は、従前の保育所の設置基準を有する安全性の水準を前提としつつ、保育所設置に係る多様な選択肢を認めるものであること。</p> <p>第2 保育所の設置基準について</p> <p>1 総則</p> <p>(1) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を1階に設ける場合については、従前と変わらないこと。</p> <p>(2) 保育室等は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましいこと。</p> | <p>第50条八 保育室又は遊戯室を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びびへの要件に、保育室または遊戯室を3階以上に設ける建物は、次のイ及びびへから手までの要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建物基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の二に規定する耐火建築物であること。</p> <p>ロ 屋内階段のほか、幼児の避難に適した建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段が設けられていること。</p> | <p>第32条八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びびへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイから手までの要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次</p> |
|-----------------------|---|---|---|---|

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>と。</p> <p>なお、児童福祉施設の建物等については、最低基準に適合し、建築基準法等の関係諸規定に適合する必要があることは言うまでもないところであるが、特に保育室等を2階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、最低基準第6条による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。</p> <p>また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、階数にかかわらず、最低基準第六条第1項に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるよう努めること。</p> <p>(3) 保育室等を2階以上の複数階に亘り設ける場合の基準については、その保育所の構造設備のすべてについて最も高い階に設ける場合の基準が適用されること。</p> <p>(4) 保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、2方向避難の趣旨を踏まえ、通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さに配慮されたいこと。</p> <p>2 保育室等を2階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。</p> <p>(1) イについて</p> <p>保育所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であることを要し、従来の簡易耐火建築物等に相当する同号ロに規定する準耐火建築物によることは認められぬこと。</p> <p>(2) ロについて</p> <p>(7) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。</p> <p>また、避難用の階段として、屋内階段、待避上有効なバルコニー、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以上設ける必要があること。</p> <p>(4) (7) の避難用の屋内階段は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。ただし、建築基準法施行令第123条第1項の場合、併せて同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たす特別避難階段に準じた構造とする必要があること。</p> | <p>ハ 地上又は避難階（直接地上へ通ずる出入り口のある階をいう。）に直通し、かつ、幼児の避難に適した建築基準法施行令（昭和25年政令第328号）第123条第1項各号又は同項第3項各号に規定する構造の屋内階段及び同条第2項各号に規定する構造の屋外階段が設けられていること。この場合においてこれらの階段は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一至る歩行距離がそれぞれ30メートル以下に保たれていること。</p> <p>ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第110条に規定する甲種防火戸で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の施設が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室、遊戯室その他幼児が</p> | <p>の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。（別表1参照）</p> <p>ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一至る歩行距離が30メートル以下に保たれていること。</p> <p>ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第110条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。</p> <p>(2) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> |
|--|---|--|--|

| | | | |
|--|---|--|---|
| | <p>(ウ) (イ) の特別避難階段に準じた屋内階段の設備は、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐための次の要件を満たすバルコニー又は付室を有するものであること。この場合、バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間に全ての階に設置されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バルコニー及び付室は、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこととし、開口部を除き、耐火構造の壁で囲むこと。 ・付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。 ・屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には建築基準法施行令第 112 条第 14 項第 2 号に規定する構造の特定防火設備を設けること。 <p>(エ) 待避上有効なバルコニーは、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」(平成 5 年住指発第 225 号・住街発第 94 号建設省建築指導課長、市街地建築課長通知)等を踏まえ、次の要件を満たす構造とする必要があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バルコニーの床は準耐火構造とすること。 ・バルコニーは十分に外気に開放すること。 ・バルコニーの待避に利用する各部分から 2 m 以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。 ・屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は 0.75m 以上、高さは 1.8m 以上、下端の床面からの高さは 0.15m 以下とすること。 ・バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階の保育室等の面積の概ね 1/8 以上とし、幅員概ね 3.5m 以上の道路又は空地に面すること。 <p>なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第 120 条及び第 121 条に基づき、原則として保育室等から 50m 以内に直通階段が設置されなければならないこと。</p> <p>(オ) 待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり、特に最低基準第 6 条による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。</p> <p>(カ) 屋外傾斜路に準ずる設備とは、非常用滑り台をいうものであること。</p> <p>(キ) 屋外傾斜路は建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造とし、かつ、乳幼児の避難に適した構造とする必要があること。</p> <p>(ク) 屋外傾斜路、これに準ずる設備及び屋外階段は、十分緩やかな傾斜と</p> | <p>出入口し、又は通行する場所に、幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。第 50 条八</p> <p>保育室又は遊戯室を 2 階に設ける建物は、次のイ、ロ及びアの要件の、保育室または遊戯室を 3 階以上に設ける建物は、次のイ及びロからいずれかの要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築物基準法 (昭和 25 年法律 201 号) 第 2 条の第 9 号の二に規定する耐火建築物であること。</p> <p>ロ 屋内階段のほか幼児の避難に適した建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段が設けられていること。</p> <p>ハ 地上又は避難階 (直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。) に直通し、かつ、幼児の避難に適した建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 328 号) 第 2 条第 13 号第 1 項各号又は同項第 3 項各号に規定する構造の屋外階段及び同条第 2 項各号に規定する構造</p> | <p>と。</p> <p>ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳児又は幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。</p> |
|--|---|--|---|

| | | |
|--|--|---|
| | <p>し、踊場の面積、手すりの構造、地上に接する部分の状況等について、乳幼児の避難に際して転倒、転落等の事故の生じないよう安全確保に留意されたいこと。</p> <p>(3) へについて 保育室等、廊下、便所、テラス等乳幼児が通行、出入りする場所には、乳幼児の転落を防止するため金網、柵等を設け、又は窓の開閉を乳幼児が行なえないようにする等の設備が必要であること。</p> <p>また、階段については、乳幼児が1入で昇降しないよう降り口に乳幼児が開閉できない柵を設ける等、乳幼児の転落防止に十分留意するほか、乳幼児が通常出入しない事務所等の場所についても、誤って乳幼児が立ち入ることのないよう留意するよう指導されたいこと。</p> <p>3 保育室等を3階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。</p> <p>(1) 口について (7) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。</p> <p>また、避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以上設ける必要があること。</p> <p>(4) (7) の常用の屋内階段については、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。また、避難用の屋内階段については、2の(2) (4) 及び(4)と同様であること。</p> <p>(6) 屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造とすること。なお、乳幼児の避難に適した構造とする必要があることに留意すること。</p> <p>(2) ハについて (7) 階段について、避難上有効な位置に設置されなければならないこととされているので、階段を複数の保育室等のそれぞれに配置する等により、一方の階段付近で火災が発生した場合等に、他の階段が使用できなくなるような事態が生じないよう留意する必要があること。</p> <p>(4) 保育室等からの迅速な避難に資するため保育室等から階段のうち1つの階段に至る距離は、30メートル以下としなければならないこと。この場合、距離は直線距離でなく、歩行距離をいうものであり、実際の測定は、保育室等の最も遠い部分から行なうこととなること。</p> | <p>の屋外階段が設けられていること。この場合においてこれらの階段は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離及び遊戯室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも三十メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>二 保育所の調理室以外の部分と保育所の調理室及び当該建物の保育所以外の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十条に規定する甲種防火戸で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の施設の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>へ 保育室、遊戯室その他幼児が出入りし、又は通行する場所に、幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火</p> |
|--|--|---|

処理が施されていること。

(f) 階段は、乳幼児の避難に適したものであることを要するので、踏面、けあげ、手すり、蹴場等が避難の際に、乳幼児の安全を確保し得るようなものであること。

(3) ニについて

(7) 類焼又は保育所内の火気を取り扱う調理室からの延焼を防止するため、保育所の調理室以外の部分を調理室の部分から防火区画で区画すること。

ただし、調理室にスプリンクラー設備等又は外部への延焼防止措置を施した自動消火装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設けなくともよいこと。この場合、最低基準第6条第1項に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講ずること。

なお、保育所の調理室以外の部分を当該建物の保育所以外の部分から防火区画で区画することについては、建築基準法施行令第112条第13項の規定によること。

(i) スプリンクラー設備については、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第12条に定めるとおりとし、また、スプリンクラー設備に類するもので自動式のものは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」(昭和63年消防予第136号消防予防課長通知)に規定するパッケージ型自動消火装置等とすること。

(7) (7)の自動消火装置とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)第11条に定める「自動消火装置」をいうこと。

また、その構造は、調理用器具の種類に応じ、次に掲げる装置から適切なものを選択しなければならないこととし、外部への延焼防止措置として、「火災予防条例(例)について」(昭和36年自消甲予発第73号消防庁長官通知)に基づき、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料(ガラスを除く。)製の扉を設けることとする。

・レンジ用簡易自動消火装置(「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」(平成5年消防予第331号消防予防課長通知)参照)

・フライヤー用簡易自動消火装置(同通知参照)

・レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置(同通知参照)

・フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置(同通知参照)

(エ) 強火力の火気設備を設けた厨房は、建築基準法上火気使用室として取り

| | |
|--|---|
| | <p>扱われ得ること。</p> <p>(4) 防火区画は、耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条に規定する特定防火設備で区画することを要し、しつくい壁等は認められないこと。</p> <p>(4) 暖房設備等の風道が壁等を貫通する部分又はこれに近接する部分には、当該部分から出火を防止するため、有効にダンパーを設ける必要があること。</p> <p>(4) ホについて 保育所の各室、廊下等の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料でしなければならないこと。</p> <p>(5) ヘについて 2の(3)と同様であること。</p> <p>(6) トについて (7) 非常警報器具又は非常警報設備は、保育所内に火災の発生を報知する設備であって、鐘、ベル等の設備を設ける必要があること。</p> <p>(4) 消防機関等へ火災を報知する設備としては、電話が設けられていなければならないこと。</p> <p>(7) チについて 保育所内での火災の発生を防止するため、カーテン、敷物、建具等で可燃性のものに対しては、薬品による防火処理を施すこと。</p> <p>4 保育室等を4階以上に設ける場合の要件については、次の点を留意されたこと。</p> <p>(1) ロについて (7) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。</p> <p>また、避難用の階段として、屋外階段を1以上設ける必要があること。</p> <p>(4) (7) の階段は、屋内階段の場合は建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造とし、屋外階段の場合は、同条同条第2項各号に規定する構造としなければならないこと。</p> <p>(2) ハからチまでについて 3の(2)から(7)までと同様であること。</p> <p>5 屋外遊戯場は、地上に設けるものが通例であるが、耐火建築物においては、屋上が利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所</p> |
|--|---|

がない場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することも考えられること。ただし、屋外遊戯場の性格にかんがみ、屋上に屋外遊戯場を設ける場合においては、最低基準第 32 条第 6 号の規定によるほか、次の点につき十分指導されたいこと。

(1) 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。

(2) 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。

(3) 防災上の観点から次の点に留意すること。

(7) 当該建築物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。

(4) 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。

(9) 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。

(5) 油その他引火性の強いものを置かないこと。

(6) 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。

(8) 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。

(4) 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導をうけること。

6 その他

(1) 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難経路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないよう、必要な防護措置を講ずること。

(2) 人工地盤及び立体的遊歩道が、保育所を設置する建築物の途中陰に接続し、当該階が建築基準法施行令第 13 条の 3 に規定する避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)と認められる場合にあっては、最低基準の適用に際して当該階を 1 階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

(3) 既存の建築物を改修して床面積が 100 m²以上の保育所を設けようとする場合にあっては、児童福祉法とは別川に、建築基準法第 87 条に基づく用途変更の届け出が必要であること。

別紙 略

| | | | |
|--------------|--|--|-----------|
| 2004 | 構造改革特別 | 1 特例措置の内容 | (条文 特になし) |
| 平 16 3/29 | 区域における 「公立保育所 における給食 の外部搬入方 式の容認事業」 について (雇 児 発 0329002) | <p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から、当該構造改革特別区域内において、公立保育所の給食を外部搬入することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、公立保育所は、一定の条件を満たす場合、給食の外部搬入を行うことができることとするものであること。</p> <p>2 留意事項</p> <p>保育所における調理業務については、本来、施設内の調理室を使用して行うことが望ましいが、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から特段の必要性があることにより、1の特例処置を実施するに当たっては、次の①から④までを満たすことが必要であること。</p> <p>① 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。具体的に、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有すること。</p> <p>② 入所児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること。</p> <p>③ 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。また、保健衛生面・栄養面については、保健所等による助言・相談に従うとともに、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること。遵守する基準とは、具体的には、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」であること。</p> <p>④ 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること。食育プログラムとは、食育を図る観点から、発育・発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものである。なお、食育に関しては、「食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について（平成16年3月16日雇児発第0316007号）」及び「保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について（平成16年3月29</p> | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>日雇児保発第0329001号)を發出しているのを参考にされた い。</p> <p>3. その他 特例の適用を受ける事業の名称は「公立保育所における給食の外部搬入方式 の容認事業」であること。</p> <p>< c f . 平成16年4月1日施行 ></p> | | |
|--|---|--|--|

別表1

| 階 | 区分 | 施設又は設備 |
|----|-----|---|
| 2階 | 常用 | 1 屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令(昭和25年政令だい、338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においてな、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、ノルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。) 2 退避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段 |
| 3階 | 常用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては当該施設の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、ノルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれにじゅんずる設備 3 屋外階段 |